

# 上矢作小学校いじめ防止基本方針

平成31年度

## <はじめに>

ここに定める「上矢作小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1, いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・いじめは、人間として絶対に許されない。
- ・いじめは、どの子にも起こり得るもの。
- ・いじめは、自分からは言いづらいもの。
- ・いじめは、見ようと思って見ないと見つからないもの。

### (3) 学校としての構え

- ・いじめを許さず、子どもをしっかり守る。
- ・心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- ・全ての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
- ・早期発見、早期対応はもとより、未然防止に努める。
- ・いじめが解消したと即断せず、継続して見届ける。

## 2, いじめの未然防止のための取組

- ・居場所と繋がりによる魅力ある授業・学級・学校づくり  
児童等にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。
- ・生命や人権を大切にする指導  
一番大切なものは、命。自分だけではなく自分の周りの全ての命を大切にする。
- ・全ての教育活動を通じた指導  
道徳、学級活動、学校行事、児童会活動を通して、道徳教育、人権教育、体験活動等の充実を図る。

### 3 , いじめの早期発見・早期対応

( 1 ) 校内連携体制の充実

組織的に情報を収集し，事実確認をし，共通理解する。

( 2 ) 共感的な人間関係の醸成

本人や保護者の心情を十分理解し，一緒に解決していこうという姿勢を大切にする。

( 3 ) アンケート調査等（定期的）の実施や保護者との連携

思い込みや決め付けで指導せず，正確な情報収集をする。

- ・アンケート調査実施後，即日記入内容について本人から聞き取りを行い，状況に応じてケース会議を開催したり，全職員で情報を共有したりして，指導に活用する。

### 4 , いじめ未然防止・対策委員会の設置

( 1 ) いじめ未然防止等の校内研修を企画・実施する。

本年度は，インターネットを通じて行われるいじめについても学習し，その対策を検討する。（保護者と共に）

( 2 ) いじめ防止対策委員会を設置する。

構成員は，校長，教頭，教務，教育相談コーディネーター，生徒指導主事，学習部長，生活部長，養護教諭

生徒指導主事が，いじめ防止担当として，いじめ防止等の連絡，調整にあたる。

### 5 , いじめの未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を要する児童・生徒指導上配慮する児童の共通理解</li> <li>・全校集会で，いじめは絶対に許さないという教師の構えを伝える。</li> <li>・PTA総会において，いじめ防止基本方針を学校長が説明する。</li> <li>・なかよし調べ</li> <li>・学校，学級便りによる学校のいじめ防止基本方針の発信</li> <li>・職員研修「食物アレルギーの理解と対応」</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問</li> <li>・教育相談 スクールカウンセラーの紹介</li> <li>・なかよし調べ</li> <li>・第1回QU検査の実施</li> </ul>	連休指導
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会による なかよし遊び <u>あいさつ運動</u></li> <li>・なかよし調べ</li> <li>・生活調べ</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会による 8の字とび</li> <li>・なかよし調べ</li> <li>・職員研修 「いじめ未然防止」</li> <li>・職員取組評価 学校評価</li> </ul>	夏季休業の指導

8	・職員研修 「QU結果分析」	
9	・2学期スタートに向けての子どもの様子交流 ・なかよし調べ	
10	・なかよし調べ ・教育相談 ・恵那市指定教育研究大会	
11	・教育相談 ・なかよし調べ ・児童会による「良いこと見つけ」の取組	
12	・「ひびきあいの日」 誓いの言葉 ・教育相談 ・なかよし調べ ・職員取組評価 学校評価	冬季休業の指導
1	・3学期スタートに向けての子どもの様子交流 ・教職員による次年度の取組計画案の作成 ・第2回QU検査の実施 ・なかよし調べ	
2	・なかよし調べ ・教育相談	
3	・児童会引継ぎ あいさつ運動 ・QU検査の結果分析 ・支援を要する児童の様子まとめ ・本年度のまとめ	学年末休業の指導

\* 「いじめ防止・対策委員会」「子ども研」は年間を通して毎月実施

## 6 , いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の対応

・「いじめ防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きを作る。

いじめの兆候把握 速やかに情報共有し、確実な事実確認を行う。

いじめの事実(疑い)確認 いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、安全を確保し、組織的に情報を収集する。

いじめの事実確認 教育委員会に報告。いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、連携しながら児童への指導にあたる。

いじめた児童 保護者との連携の下、いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

いじめを受けた児童 保護者と連携して、児童を見守り、心のケアに十分配慮した事後の対応に留意する。

## (2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命，心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき，いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているおそれがあると認める時については，以下の対応をとる。

教育委員会へ「第一報」を入れる。

教育委員会の指導の下，事実関係を明確にするための調査にあたる。

調査結果については，教育委員会に報告すると共に，いじめを受けた児童およびその保護者に対しても事実関係および必要な情報を適切に提供する。

児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は，直ちに所轄警察署に報告し，適切な援助を求める。

## (3) いじめ解消の定義

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断する。

いじめに係わる行為が三ヶ月間止んでいること

被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは，あくまで一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性は十分にあり得ることを踏まえ，当該児童を日常的に注意深く観察する。

## 7，学校評価における留意点

- ・いじめの事実把握およびいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価において次の2点を加えて，学校の取組を適正に評価する。

いじめの早期発見の取組に関すること

いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8，個人情報等の取り扱い

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合を考慮し，アンケート調査の内容，結果を5年間書庫に保存する。